

蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる製品)

第2条 要綱第2条に定める補助対象となる製品は、東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定された製品のほか、国若しくは地方公共団体又は公的試験機関により評価を受けて、市長が認めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。